

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与費比率 23.6%
17年度	33,482,319千円	473,624千円	8,196,561千円	24.5%	

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	788人	3,349,960 千円	1,313,088 千円	1,488,377 千円	6,151,425 千円	7,806 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を10%減額しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
水道事業	42.1歳	402,388円	650,314円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	水道事業			普通会計関係		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)
12月	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)
合計	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)
支給額	一人当たり平均支給額(17年度) 1,888,803円			一人当たり平均支給額(17年度) 1,815,585円		
加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置		

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

区分		水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を最高20%加算する。		退職時給料月額を最高20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		17年度 2,699万円		17年度 2,705万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）	352,798千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	447,714円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	10%	788人	10%

(注) 支給実績は、「調整手当」の決算額です。（平成18年4月1日から「地域手当」となりました。

支給率は同じです。）

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度決算）	207,288千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	276,753円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	95.1%		
手当の種類（手当数）	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員が当該職務に係る作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)。		従事した日1日につき 甲額 330円
	1 水運用センター管理係員、谷ヶ原取水所員、浄水場浄水係員、平間配水所員、倉庫員又は量水器修理員が当該職務に係る作業に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)。		従事した日1日につき 乙額 280円
	給水装置センター検査係及び量水器係並びに配水工事事務所工務係、工事第1係、工事第2係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき(夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。)。		従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については 660円)

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤 1回につき 950円
滞納整理手当	滞納整理のため出張し業務に従事したとき。		従事した日 1日につき 800円

才 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	395,636千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	528,219円
支給実績（16年度決算）	357,900千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	450,755円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員 に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,800円 ・他の扶養親族 2人まで 6,300円 ・その他の親族 5,800円 ・扶養親族でない配 偶者を有する場合 の1人目の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員 の扶養親族のうち1 人 11,800円 ・15歳以上22歳未 満の加算 5,000円 	同じ。		135,218千円	256,096円
住居手当	自ら居住するため等 の住宅を購入又は借 受けている職員に支 給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		65,780千円	87,941円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合 距離に応じて 2,200円～24,500円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		93,303千円	117,362円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 × 100分の135 × 勤務時間	同じ。		26,955千円	154,916円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 × 100分の25 × 勤務時間（実働時間）	同じ。		24,741千円	179,286円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	役職等に応じ規則・規程に定められた給料 月額に100分の18～23を乗じた額	同じ。		38,323千円	982,646円

(2) 工業用水道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与費比率
17年度	7,962,599千円	298,239千円	1,363,335千円	17.1%	17.6%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	121人	564,912千円	210,346 千円	254,309 千円	1,029,567 千円	8,509 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を10%減額しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
工業用水道事業	47.1歳	455,624円	728,256円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	工業用水道事業			普通会計関係		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)
12月	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)
合計	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)
支給額	一人当たり平均支給額(17年度) 2,173,578円			一人当たり平均支給額(17年度) 1,815,585円		
加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置		

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

区分		工業用水道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を最高20%加算する。		退職時給料月額を最高20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		17年度 2,700万円		17年度 2,705万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）	59,607千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	509,462円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	10%	117人	10%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度決算）	39,406千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	345,667円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	97.4%		
手当の種類（手当数）	2手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
作業手当	配管工事員が当該職務に係る作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)。	従事した日1日につき 甲額 330円	
	1 水運用センター管理係員、谷ヶ原取水所員、浄水場浄水係員、平間配水所員、倉庫員又は量水器修理員が当該職務に係る作業に従事したとき。 2 水質試験又は水質検査に従事したとき。 3 配管工事員以外の職員がずい道坑内又は大口径管内での作業に従事したとき(同日中に従事した作業が作業手当丙額の支給の対象となるときを除く。)。	従事した日1日につき 乙額 280円	
	給水装置センター検査係及び量水器係並びに配水工事事務所工務係、工事第1係、工事第2係及び漏水防止係の土木職の職員又は配管工事員が午後10時から午前5時までの時間帯のうち3時間を超えて屋外作業に従事したとき(夜勤及び応援勤務として従事したときを除く。)。	従事した日1日につき 丙額 990円 (土木職の職員については 660円)	

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
交替勤務手当	交替制勤務職員		夜勤1回につき 950円

才 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	48,325千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	423,904円
支給実績（16年度決算）	47,593千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	399,939円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,800円 ・他の扶養親族 2人まで 6,300円 ・その他の親族 5,800円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		27,934千円	249,409円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		10,366千円	75,666円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用する場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～24,500円 ・併用の場合は55,000円を限度とし、両方を加算した金額。 	同じ。		12,325千円	89,961円

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職 との異同	異なる 内容	支給実績 (17年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (17年度決算)
休日勤務 手当	正規の勤務時間が 休日に当り、その休 日において、正規の 勤務時間中に勤務 することを命ぜら れた職員に支給す る。	勤務1時間当たりの 給与額 $\times 100$ 分の135 \times 勤務時間	同じ。		10,834千円	159,329円
夜間勤務 手当	正規の勤務時間と して、午後10時～ 翌日の午前5時ま で勤務する職員に 支給する。	勤務1時間当たりの 給与額 $\times 100$ 分の25 \times 勤務時間 (実働時間)	同じ。		9,481千円	220,494円
管理職 手当(国で は俸給の 額) 特別調整	管理又は監督の地 位にある者に支給 する。	役職等に応じ規則・規 程に定められた給料 月額に100分の18～ 23を乗じた額	同じ。		2,902千円	967,411円

(3) 自動車運送事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与費比率
17年度	9,577,127千円	3,162千円	7,270,533千円	75.9%	77.7%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	712人	2,831,195 千円	1,588,245 千円	1,238,439 千円	5,657,879 千円	7,946 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を50%減額しています。（平成17年10月から）

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
自動車運送事業	44.7歳	382,484円	679,938円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	自動車運送事業			普通会計関係		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)
12月	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)
合計	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)
支給額	一人当たり平均支給額（17年度） 1,794,046円			一人当たり平均支給額（17年度） 1,815,585円		
加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置		

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

区分		自動車運送事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を最高20%加算する。		退職時給料月額を最高20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		17年度 2,478万円		17年度 2,705万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績（17年度決算）	300,214千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	442,141円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度（支給率）
川崎市	10%	718人	10%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額（17年度決算）	85,719千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	136,496円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（17年度）	87.5%		
手当の種類（手当数）	3手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
中休手当	常時乗合自動車に乗務する職員	中休勤務に従事したとき	10分につき50円
教習手当	常時乗合自動車に乗務する職員	初任の研修中の職員の乗務 教習に従事したとき	従事した日1日につき 150円
変則勤務手当	川崎市交通局企業職員のうち特別の勤務に従事する職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程別表に規定する職員	月額3,500円	

オ 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	915,214千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	1,307,319円
支給実績（16年度決算）	998,697千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	1,381,323円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,800円 ・他の扶養親族 2人まで 6,300円 ・その他の親族 5,800円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		150,684千円	209,866円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		62,704千円	87,332円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用する場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～5,500円。 	異なる。	自動車等使用の場合の最高限度額。	33,606千円	46,805円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日ににおいて、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	<p>勤務1時間当たりの給与額 $\times 100\text{分の}135$ \times勤務時間</p>	同じ。		244,290千円	340,238円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	<p>勤務1時間当たりの給与額 $\times 100\text{分の}25$ \times勤務時間（実働時間）</p>	同じ。		25,905千円	40,924円
管理職手当（国では俸給の特別調整額）	管理又は監督の地位にある者に支給する。	役職等に応じ規則・規程に定められた給料月額に100分の18～23を乗じた額	同じ。		14,290千円	793,888円

(4) 高速鉄道事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与費比率
17年度	0円	0円	148,323 千円	-	-

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	15人	68,772 千円	26,006 千円	33,689 千円	128,467 千円	8,564 千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を10%減額しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成18年4月1日現在)

区分	平均年齢	基本給	平均月収額
高速鉄道事業	42.0歳	441,457円	713,707円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	高速鉄道事業			普通会計関係		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)	1.4月 (0.75月)	0.7月 (0.35月)	2.1月 (1.10月)
12月	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)	1.6月 (0.85月)	0.75月 (0.40月)	2.35月 (1.25月)
合計	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)	3.0月 (1.60月)	1.45月 (0.75月)	4.45月 (2.35月)
支給額	一人当たり平均支給額(17年度) 2,244,879円			一人当たり平均支給額(17年度) 1,815,585円		
加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%～20%の加算措置		

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当（平成18年4月1日現在）

区分		高速鉄道事業		普通会計関係	
		自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を最高20%加算する。		退職時給料月額を最高20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		17年度 0円(対象者なし)		17年度 2,705万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当（平成18年4月1日現在）

支給実績(17年度決算)		7,838千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)		522,541円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	10%	15人	10%

(注) 「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

エ 特殊勤務手当（平成18年4月1日現在）

支給総額(17年度決算)	0円
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	0円
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	0%
手当の種類(手当数)	手当なし

オ 時間外勤務手当

支給実績(17年度決算)	5,694千円
職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	632,696円
支給実績(16年度決算)	4,676千円
職員1人当たり平均支給年額(16年度決算)	389,667円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当(平成18年4月1日現在)

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,800円 ・他の扶養親族 2人まで 6,300円 ・その他の親族 5,800円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の1人目の扶養親族 6,800円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち1人 11,800円 ・15歳以上22歳未満の加算 5,000円 	同じ。		2,582千円	172,160円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400円 ・借家 10,600円 	同じ。		1,332千円	88,800円
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用しその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・交通機関を利用する場合は55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合は距離に応じて2,200円～5,500円。 	異なる。	自動車等使用の場合の最高限度額。	2,208千円	147,179円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		0千円	0円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	役職等に応じ規則・規程に定められた給料 月額に100分の18～23を乗じた額	同じ。		6,082千円	1,013,590円

(5) 病院事業

職員給与費の状況

ア 決算

区分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 16年度の総費用に 占める職員給与費比率
17年度	23,576,370千円	435,366千円	10,664,103千円	45.2%	48.9%

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
17年度	1,108人	4,372,912千円	2,506,335千円	1,899,614千円	8,778,861千円	7,923千円

(注) 職員手当には退職給与金を含みません。

イ 給与等の減額の状況

管理又は監督の地位にある職員については、管理職手当を10%減額しています。

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成18年4月1日現在）

	職種	平均年齢	基本給	平均月収額
病 院 事 業	医師	42.6歳	500,726円	1,164,195円
	看護師	36.8歳	327,954円	562,461円
	事務職員	41.7歳	411,397円	766,118円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含みます。

職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

	病院事業			普通会計関係		
	期末手当	勤勉手当	合 計	期末手当	勤勉手当	合 計
6月	1 . 4月 (0.75月)	0 . 7月 (0.35月)	2 . 1月 (1.10月)	1 . 4月 (0.75月)	0 . 7月 (0.35月)	2 . 1月 (1.10月)
12月	1 . 6月 (0.85月)	0 . 75月 (0.40月)	2 . 35月 (1.25月)	1 . 6月 (0.85月)	0 . 75月 (0.40月)	2 . 35月 (1.25月)
合計	3 . 0月 (1.60月)	1 . 45月 (0.75月)	4 . 45月 (2.35月)	3 . 0月 (1.60月)	1 . 45月 (0.75月)	4 . 45月 (2.35月)
支給額	一人当たり平均支給額(17年度) 1,650,547円			一人当たり平均支給額(17年度) 1,815,585円		
加算措置	加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%~20%の加算措置			加算措置の状況 職制上の段階、職務の級等による 5%~20%の加算措置		

(注1) ()内は、再任用職員に係る支給割合です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

イ 退職手当(平成18年4月1日現在)

区分	病院事業		普通会計関係		
	自己都合	定年・勧奨	自己都合	定年・勧奨	
支給率	勤続20年	21.5月	33.00月	21.5月	33.00月
	勤続25年	33.5月	45.50月	33.5月	45.50月
	勤続35年	47.75月	59.28月	47.75月	59.28月
	最高限度額	59.28月	59.28月	59.28月	59.28月
定年前早期退職者に対する加算措置		退職時給料月額を最高20%加算する。		退職時給料月額を最高20%加算する。	
定年・勧奨退職した職員 一人当たりの平均支給額		17年度 2,721万円		17年度 2,705万円	

(注1) 退職手当の1人当たり平均支給額は、平成17年度に退職した職員に支給された平均額です。

(注2) 普通会計関係とは、一般行政部門、教育、消防を指します。

ウ 地域手当(平成18年4月1日現在)

支 給 実 績(17年度決算)	446,274千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	385,383円		
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
川崎市	10%	1,158人	10%

(注)「支給実績」及び「支給職員1人当たり平均支給年額」は、平成17年度における調整手当の額です。

工 特殊勤務手当(平成18年4月1日現在)

支給総額(17年度決算)	520,861千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)	484,072円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(17年度)	89.4%		
手当の種類(手当数)	5手当		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
医務等従事手当	(1) 病院に勤務する助産師および看護師(准看護師を含む。)	病院に勤務する助産師および看護師(准看護師を含む。)	月額12,000円
	(2) 病院に勤務する栄養士、歯科衛生士、マッサージ師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および視能訓練士並びに社会福祉職および心理のうち医療社会事業の業務に従事する職員	病院に勤務する栄養士、歯科衛生士、マッサージ師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士および視能訓練士並びに社会福祉職および心理のうち医療社会事業の業務に従事する職員	月額2,000円
夜間看護手当	病院に勤務する助産師および看護師	正規の勤務時間の一部又は全部が深夜において行われる看護等の業務に従事したとき。	勤務1回につき 3,600円~7,200円
感染症病原体接触手当	医師	感染症病棟患者の診療の業務または感染症の病原体により汚染され、または汚染された疑いがある検体の試験もしくは検査の業務	従事した日1日につき 140円 ただし、1回の勤務が2曆日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が2時間未満のときは、支給しない。
	看護師	感染症病棟患者の看護業務	
	臨床検査技師	感染症の病原体により汚染され、または汚染された疑いがある検体の試験もしくは検査の業務または当該試験もしくは検査において使用した器具の洗浄の業務	
	臨床工学技士	感染症病棟患者の診療等に使用する生命管理維持装置の操作等の業務	
	ハウスキーパー及び用務員	感染症の病原体により汚染され、若しくは汚染された疑いがある検体において使用した器具の洗浄の業務又は感染症病棟内の清掃若しくは感染症病棟患者の着衣若しくは汚物の消毒の業務	
精神病患者等入院業務手当	精神病患者の入院又は感染症患者の入院のための移送に係る業務に従事する職員		1件につき140円

手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
放射線接触手当	放射線を人体に対して照射する業務その他放射線に被ばくするおそれがある業務に従事したとき。		従事した日 1 日につき 250 円。 ただし、1 回の勤務が 2 曆日にわたる場合のうち従事した日の勤務時間が 2 時間未満のときは、支給しない。

才 時間外勤務手当

支給実績（17年度決算）	828,207千円
職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）	734,226 円
支給実績（16年度決算）	887,096千円
職員1人当たり平均支給年額（16年度決算）	760,151 円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含みます。

力 その他の手当（平成18年4月1日現在）

手当名	内容（支給対象等）	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績（17年度決算）	支給職員1人当たり平均支給年額（17年度決算）
初任給調整手当	採用による欠員の補充が困難と認められる職で川崎市病院局企業職員初任給調整手当支給規程に定める者に支給する。	208,900円の範囲内	同じ。		267,723千円	1,954,182 円
扶養手当	扶養親族のある職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・配偶者 15,800 円 ・他の扶養親族 2人まで 6,300 円 ・その他の親族 5,800 円 ・扶養親族でない配偶者を有する場合の 1 人目の扶養親族 6,800 円 ・配偶者のない職員の扶養親族のうち 1 人 11,800 円 ・15 歳以上 22 歳未満の加算 5,000 円 	同じ。		70,274千円	207,298 円
住居手当	自ら居住するため等の住宅を購入又は借り受けている職員に支給する。	<ul style="list-style-type: none"> ・持家 7,400 円 ・借家 10,600 円 	同じ。		90,688千円	89,348 円

手当名	内容(支給対象等)	手当額又は支給率	一般行政職との異同	異なる内容	支給実績(17年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(17年度決算)
通勤手当	通勤のため、交通機関等を利用してその運賃等を負担することを常例とする職員、自動車等を使用することを常例とする職員に支給する。	・交通機関を利用の場合 55,000円を限度とし運賃相当額。 ・自動車等を使用の場合 距離に応じて 2,200円～24,500円 ・併用の場合は 55,000円を限度とし、両方を加算した金額。	同じ。		90,152千円	86,105円
休日勤務手当	正規の勤務時間が休日に当り、その休日ににおいて、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の135 ×勤務時間	同じ。		106,311千円	147,449円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時～翌日の午前5時まで勤務する職員に支給する。	勤務1時間当たりの給与額 ×100分の25 ×勤務時間 (実働時間)	同じ。		116,947千円	155,308円
宿日直手当	宿日直をした場合に支給する。	・勤務1回につき6,000円 ・5時間以下の勤務は3,000円	同じ。		20,400千円	134,212円
管理職手当(国では俸給の特別調整額)	管理又は監督の地位にある者に支給する。	役職等に応じ規程に定められた給料月額に100分の18～25を乗じた額	異なる。	支給区分金額	38,687千円	991,974円
管理職員特別勤務手当	管理職手当の支給を受けている職員が、週休日等に臨時又は緊急の必要等により勤務した場合に支給する。	役職・勤務時間等に応じて 6,000円～12,000円 (ただし、勤務時間が4時間以下の場合はその金額に100分の50を、6時間を超える場合は100分の150を乗じて得た額)	同じ。		0千円	0円